

「ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証」公募要領

目 次

1	事業概要	1
2	公募対象	1
3	実証目標	1
4	応募要件等	1
	（1）応募の要件	1
	（2）応募者の資格要件等	2
	（3）生産者によるデータの提供について	4
5	公募から委託契約までの流れ（予定）	4
6	応募について	4
	（1）応募方法	4
	（2）応募受付期間	4
	（3）応募書類	5
	（4）応募に当たっての注意事項	5
7	公募に係るWEB説明資料	5
8	委託先の選定	5
	（1）選定方法	5
	（2）審査の手順	6
	（3）審査の際の考慮事項等	6
	（4）審査結果の通知等	6
9	委託契約の締結	7
	（1）委託契約の締結	7
	（2）委託期間	7
10	契約上支払対象となる経費	7
	（1）事業費の対象となる経費	7
	（2）機械・備品の利益排除	9
	（3）購入機器等の帰属及び管理	9
	（4）保険への加入	9
11	事業の実施・推進	9
	（1）事業の運営管理	9
	（2）実証課題の進行管理	10
12	「国民との科学・技術対話」の推進	10

13	データの収集・提出	11
14	成果の取扱い	11
	(1) 成果の報告	11
	(2) 成果の普及等	11
	(3) 成果に係る知的財産権の帰属等	11
	(4) 知的財産権以外の成果の取扱い	12
	(5) 成果の管理	12
	(6) 実証課題の成果に係る秘密の保持	13
15	実証課題の評価等	13
	(1) 実証課題の評価	13
	(2) 事業終了後のフォローアップ調査	13
16	不合理な重複及び過度の集中の排除	13
	(1) 応募書類への記載	13
	(2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合	14
17	研究機関における研究インテグリティの確保について	14
18	委託経費の不正使用防止のための対応	15
	(1) 不正使用防止に向けた取組	15
	(2) 不正使用等が行われた場合の措置	15
19	虚偽の申請に対する対応	16
20	研究活動の不正行為防止のための対応	16
	(1) 不正行為防止に向けた取組	16
	(2) 不正行為が行われた場合の措置	17
21	指名停止を受けた場合の取扱い	18
22	個人情報の取扱い	18
23	情報管理の適正化について	18
24	動物実験等に関する対応	19
25	法令・指針等に関する対応	19
26	農研機構に所属する研究所等について	20
27	問合せ先	20

「ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証」公募要領

農業経営の安定や国民への食料安定供給に向けては、外的要因により大きく影響を受ける肥料の海外依存体質を改善することが重要な課題となっています。

このため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）では、「ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証」（令和４年度第２次補正予算）において、委託研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って実証課題提案書（以下「提案書」という。）を提出してください。

1 事業概要

本事業は、地域によって偏在する家畜排せつ物を原料とした堆肥を有効活用するため、ペレット化し広域流通させる取組の実証をモデル的に実施します。

2 公募対象

応募者は、以下のア又はイのいずれかの事業内容（以下「実証課題」という。）を選択して実施することとしてください。

ア 豚ふん・鶏ふんを用いたペレット堆肥の広域流通促進モデル実証

肥効が高く輸入肥料の代替としての効果が期待できる豚ふん・鶏ふんを用いたペレット堆肥について、その利用を拡大するための高品質化やコスト低減等について実証します。

イ ペレット堆肥の大規模広域流通促進モデル実証

家畜排せつ物の偏在による資源の無駄を削減するため、牛ふんを用いたペレット堆肥の大規模な広域流通及び帰り荷（稲わら等）の運搬を実証します。

3 実証目標

実証地区毎に以下の（ア）から（カ）の全ての項目について、定量的な目標を設定してください。目標は、現行と実証後の数値を対比させる形式で設定してください。

（ア） 肥料の製造量（製造する種類毎、トン／年など）

（イ） 肥料の製造コスト（製造する種類毎、円／トンなど）

（ウ） 肥料の販売価格（製造する種類毎、円／トンなど）

（エ） その他 本プロジェクトにおいて導入する個別技術に係るもの（導入技術毎）

（オ） 肥料の運送コスト

（カ） 帰り荷の取扱量（帰り荷の種類毎、トン／年など）及び運送コスト※

※実証課題イを実証する場合に限る

4 応募要件等

（１）応募の要件

応募に当たっては、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 実証課題の応募は、次のア～クに掲げる者の全部又は一部と実証グループを構成して、当該実証課題に取り組む者に限り行うことができる。ただし、実証グループには、オのペレット堆肥製造施設を設置・運用する事業者、カの広域流通を担う団体、キの畜産産地の畜産農家・団体、及びクの生産者を必ず含めるものとする。

ア 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

イ 大学及び大学共同利用機関

ウ 国立研究開発法人、特殊法人及び認可法人

エ 民間企業、一般若しくは公益法人、ＮＰＯ法人、協同組合（カを除く）

オ ペレット堆肥製造施設を設置・運用する事業者

カ 広域流通を担う団体（JA、堆肥センター、資材メーカー、商社等）

キ 畜産産地の畜産農家・団体

ク 生産者（耕種農家等）

- ② 実証課題の応募を行おうとする実証グループは、代表機関を選定するとともに、代表機関に所属する者の中から当該課題の実証計画の企画立案、実施、成果管理を総括する代表者（以下「実証代表者」という。）を定めなければならない。なお、代表機関は、法人格を有していなければならない。
- ③ 実証グループは、実証課題の進行管理及びデータ収集・提出の責任者であるとともに、事業終了後もペレット堆肥活用を支援する役割を担う者（以下「進行管理役」という。）を指名しなければならない。なお、実証代表者と進行管理役は、兼務することができる。
- ④ 実証計画の調整・実施に当たり、農研機構の指導・助言に従い、速やかに対応すること。
- ⑤ 堆肥の製造や価格に関するデータについて、農研機構に提出すること。
- ⑥ 見学や研修等について、営農及び実証課題の実施に支障のない範囲で積極的に実施すること。

※ 実証代表者には、日常的に農研機構等からの連絡を受けることが可能な者を充てることとし、実証グループの構成員間の連絡調整を確実に遂行できる者を選任してください。なお、実証課題採択後の農研機構との契約者は、実証代表者に拘わらず、代表機関の長とすることができます。

※ 進行管理役には、日常的に農研機構等からの連絡を受けることが可能な者を充てることとし、本課題実施期間中に、長期間実証に従事できない者や人事異動・定年退職等により実証グループから離れることが確実に見込まれる者、本実証課題へのエフォート（年間全仕事時間を100%とした際の当該委託事業に割く時間配分率）が低くなるような者を選任しないでください。

なお、採択に際して、実証計画の内容の変更を条件として付す場合があります。

（２）応募者の資格要件等

① 実証グループの要件

本事業は直接採択方式であり、実証課題の一部又は全部を受託者が他の者に再委託することはできません。

このため、実証グループが実証課題を受託しようとする場合には、次の要件を満たすとともに、実証グループに参画する者のそれぞれの分担関係を明確にした上で、応募は代表機関から行っていただく必要があります。

ア 実証グループを組織して共同で実証を行うことについて、実証グループに参画する全ての者が同意していること。

イ 実証グループと農研機構が契約を締結するまでの間に、次のいずれかの方式によりコンソーシアムを設立することが確実であること。

（ア） 実施予定の実証計画に関する規約を作成すること（規約方式）

（イ） 実証グループ参画機関が相互に実施予定の実証計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）

（ウ） 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

採択後、契約締結までの間に、当該実証グループを構成する参画機関の変更等重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

なお、代表機関が農研機構の場合には、規約方式によることとします。

(注) 実証グループの代表機関以外の実証グループ参画機関（以下「共同実証機関等」という。）は、次の要件を満たしていることが必要です。

- 1 当該実証課題の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
- 2 研究機関又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

② 代表機関の資格要件

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

ア 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有し、以下の2つの条件を満たす者であること。

(ア) 実証を行うための体制を有すること。

(イ) 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

イ 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託期間開始日までに競争参加資格を取得してください。資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請・取得を行ってください。また、資格が取得できなかった場合は、採択を取消します。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。

全省庁統一資格の申請については、以下を御覧ください。

<https://www.chotatujo.ho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

ウ 委託契約の締結に当たって、農研機構から提示する委託契約書に合意できること。

エ 日本国内の研究開発拠点及び農場において事業を実施すること。

オ 応募者が受託しようとする実証について、実証課題の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、実証代表者及び経理統括責任者を設置していること。

なお、実証グループ内に、共同実証機関等へ資金を配分するための経理事務体制等が十分に整っている機関等が存在しない場合、代表機関に代わって、経理関係の業務を担う機関（以下「実証管理運営機関」という。）を実証グループ内に設け、資金配分等に係る事務を行わせることができます。また、実証管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても事業費の対象となります。

③ 実証管理運営機関の要件

実証管理運営機関は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

ア 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は実証管理運営機関となることはできません。）。

イ 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。具体的には、以下の(ア)から(ウ)の全ての能力・体制を有していること。

(ア) 農研機構との委託契約を締結できる能力・体制

(イ) 知的財産に係る農研機構との事務管理を行う能力・体制

(ウ) 事業費の執行において、区分経理処理、経理責任者の設置、及び複数の者による経費執行管理等、適正な経費執行を行う能力・管理体制（実証開始までに体制整備が確実である場合を含む。）

ウ 公的機関との委託契約の実績を有するなど、委託契約手続きをスムーズに行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、実証管理運営機関の設置を希望する場合は理由を提案書に記載していただくとともに、代表機関の経理統括責任者の承認を必要とします。

(3) 生産者によるデータの提供について

農林水産省では、農林漁業者等によるデータの提供に関し、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「A I・データ契約ガイドライン」という。※)を策定しています。受託者は、本事業で実施する研究活動において生産者からデータの提供を受ける際には、A I・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について生産者と合意を行っていただくこと(データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等に定めがあること)が必要であり、その内容は実績報告の対象となります。実績報告の際は、別紙6「A I・データ契約GLチェックリスト」を提出していただきます。

※農林水産省の上記A I・データ契約ガイドラインについては、

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html> をご覧ください。

5 公募から委託契約までの流れ(予定)

令和5年2月3日(金)	公募要領の公表・公募開始
令和5年3月13日(月) 正午	公募受付締切
3月中旬	書類審査、応募者への質問
3月下旬	審査委員による審査会
4月中旬	委託予定先の決定
4月下旬	実施計画書及びコンソーシアム設立規約等の提出、契約締結の可否の審査
5月上旬以降	委託契約の締結

(注)スケジュールを変更する場合には、農研機構のウェブサイトで随時お知らせいたします。

6 応募について

(1) 応募方法

代表機関は、e-Radを利用して(2)応募受付期間の締切日時までに電子申請を行ってください。e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません(詳しくは、e-Rad担当窓口にお尋ねください。)

e-Radを利用した電子申請の詳細については、別紙3をご覧ください。

応募の際には、e-Rad上で所属研究機関の事務代表者による応募情報(※)の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は農研機構に提出されませんので御注意ください。その他、e-Radを使用するに当たり必要な手続きについては、e-Radのポータルサイトを参照してください。

※ e-Radでは、代表者が入力した研究基本情報、研究組織情報、採択状況、農研機構が定めた応募様式に必要事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容等を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

※ e-Radへの登録は、本実証課題を実施し、事業費の配分を受ける全ての者について委託契約締結までに行う必要があります。

(2) 応募受付期間

令和5年2月3日(金)～令和5年3月13日(月) 正午(厳守)

締切前は、混雑によりシステムエラーが生じる場合があります。システムの都合であっても受付期限を過ぎた応募は受け付けられませんので、余裕を持って応募いただくよう御留意ください。

また、応募者側での処理が不十分なため、応募情報が農研機構に提出されないトラブルが散見されています。締切日までに、e-Radの状態が「配分機関処理中」になっていることを確認してください。

e-Radの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00～24:00です。祝祭日であっても利用可能ですが、保守・点検を行う場合、e-Radの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

なお、e-Radのヘルプデスクの運用時間は、令和5年2月3日現在で、平日9:00～18:00です。

(3) 応募書類

提案書一式

提案書の作成に当たっては、本要領別紙1から3に示した事項等に従い、別紙4 提案書にご記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。

また、知的財産管理の観点から、別紙1「データマネジメントに係る基本的な方針」（以下「データ方針」という。）を踏まえ、別紙5「データマネジメント企画書」の提出をお願いします。

採択後は、委託契約書の締結までに、研究開発データの管理についてデータマネジメントプランを作成し、農研機構へ提出していただきます。その際、コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意した上でデータマネジメントプランを作成してください。契約締結後、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの管理を行っていただきます。

※ 提案書の書式は、公募のウェブページ又はe-Radからダウンロードしてください。

(4) 応募に当たっての注意事項

- ① 応募の締切りに遅れた場合は、受け付けません。
- ② e-Radを使用しない方法（郵送、持参、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ③ 提出後の応募情報の修正には応じられません。
- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 次の場合には応募は無効となりますので、ご注意ください。
 - ア 応募資格を有しない場合
 - イ 提案書に不備があった場合
 - ウ 応募情報に虚偽が認められた場合

7 公募に係るWEB説明資料

公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等について説明するため、以下のとおりWEBにて説明資料を掲載します。応募をご検討の場合、必ずご覧いただきますよう、よろしくお願いします。ご質問はメール又は電話にて受け付けいたします（27 問合せ先を参照）。

「ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証」の公募開始について

URL : https://www.naro.go.jp/project/research_activities/laboratory/naro/156711.html

8 委託先の選定

(1) 選定方法

委託先の選定に係る審査は、別に定める公募課題審査実施要領に基づき、外部委員及び行政部局担当官による実証課題審査委員会により実施します。

審査に当たっては、必要に応じて、応募者に別途追加資料等の提出を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問合せには応じられません。また、提案内容に係る利害関係者は、当該提案の審査から排除されます。

なお、実証課題の審査において、本事業による実証に取り組むことが不適切とされた者については、実証グループが委託先に選定された場合であっても、実証グループから外れていただく場合があります。

（２）審査の手順

① 書類審査

提案された書類をもとに、本事業の趣旨を鑑みて別に定める公募課題審査実施要領に基づき、実証課題審査委員会による審査を実施します。

② 審査委員による審査会

書類審査の結果、必要に応じて審査委員による審査会を実施します。当審査会は審査委員のみで行い、応募者に対する面接を行うものではありません。当該審査会を行うに当たって、書類審査で質問事項がある場合、応募者にメールで照会し、回答内容も含め、審査します。

③ 委託先の決定

①、②の審査結果を踏まえ、農林水産省が設置する運営委員会が採択する実証課題を決定し、農研機構に通知します。

なお、採択に当たっては、審査結果を踏まえ、実証計画の見直し、事業費の減額等の条件が付される場合があります。また、多様な研究機関等による研究を促進する観点から、公募課題によっては、複数の応募者を採択する場合があります。

（３）審査の際の考慮事項等

① 実証課題イ「ペレット堆肥の大規模広域流通促進モデル実証」については、より大規模で広域的な流通が行える提案を重視します。

② 採択に当たっては、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるための新たな戦略である「みどりの食料システム戦略※」（令和３年５月１２日みどりの食料システム戦略本部決定）の期待する効果への貢献やコンソーシアムへの「みどりの食料システム法（※）」においての計画認定者の参画など農業政策上の重要課題の解決に効果的につながる取組を考慮します。

※ 「みどりの食料システム戦略」については、

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

「みどりの食料システム法について」については、

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

をご覧ください。

（４）審査結果の通知等

（２）により本事業で実施する実証課題が決定されたときは、代表機関に対し、その提案に係る採択の可否等を通知するとともに、採択した実証課題については、速やかに農研機構のウェブサイト等において公表します。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、採択となった提案については、代表機関等への通知の際に、必要に応じて、実証課題の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の実証代表者に実証計画の修正を行っていただきます。修正を行っていただけない場合は委託契約を締結しませんのでご注意ください。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

8により選定された実証グループには、委託契約締結までの間に4(2)①イの方式によりコンソーシアムを構築していただきます。コンソーシアムには、当該事業で取り組まれる実証課題に記載された全ての者に参画していただく必要があります。また、委託経費の執行はコンソーシアム設立後となりますので、採択課題決定後に速やかに実証課題を始めるためには可能な限り早期にコンソーシアムを設立しておく必要があります。

委託契約は、当該コンソーシアムの代表機関（又は実証管理運営機関）との間で締結します（実証グループを構成する個々の者ではなく、代表機関と農研機構が直接委託契約を締結します。詳しくは「委託業務研究実施要領」をご覧ください。）。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先のコンソーシアムを構成する個々の者（以下、「構成員」という。）について、特段の事情の変化があり実証課題の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

また、採択通知に条件が付されている場合に、実施計画書が当該条件を満たしていない場合は、契約は締結されません。

(2) 委託期間

本事業の委託期間開始日は、農研機構から、委託契約締結日以前の日付を指定して通知します。具体的な委託開始期日は、農研機構が受理した実施計画書の提出日の2ヶ月前（ただし、採択通知日以降の日付）までの間で指定する日付となります。

なお、実施計画書の提出期限は、農研機構から通知します。

また、委託期間開始日から委託契約締結までの期間に発生する実証に係る経費については、委託経費として計上することが可能です。ただし、何らかの事情により、委託契約が締結されなかった場合は、当該費用の支払いはできませんので、ご注意ください。

本公募の事業期間は、原則として、委託契約締結日から令和8年3月31日までとします。ただし、事業費は、毎年度の予算の範囲内としますので、委託契約は、毎年度締結いたします。また、当初計画に照らして著しく進捗の悪い実証計画、十分な成果達成が見込めない実証計画及び実証計画全体の成果達成への寄与が不明確な実証計画は、事業実施期間中であっても計画の全部又は一部の不実施等を行う場合があります。

10 契約上支払対象となる経費

(1) 事業費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。他の研究委託事業と異なる場合がありますので、御注意ください。

① 直接経費：本事業に係る実証課題の遂行及び成果の取りまとめ、国民との科学・技術対話及び本事業成果の普及支援に直接必要とする経費

ア 人件費

本事業に直接従事する実証代表者、構成員、臨時に雇用する者等の給与、諸手当、法定福利費（※1、※2）

なお、国又は地方公共団体からの補助金等で人件費を負担している者については、人件費の計上ができない場合がありますので補助金等の交付元へご確認ください。

イ 謝金

外部有識者に対する会議等出席謝金及び講演、実証の協力等に対する謝金

ウ 旅費

国内出張や外国出張、外部有識者招へいに係る経費

エ 機械・備品費

機械・備品とは、本事業の実証課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。

オ 試験研究費

・ 消耗品費

本事業に使用し、機械・備品に該当しない物品。

・ 印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費

・ 借料及び損料

本事業の遂行上必要な物品等の借料及び損料。本事業の推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。

・ 光熱水料

本事業に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道料。本事業の推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。

・ 燃料費

本事業に使用する研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。本事業の推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。

・ 会議費

本事業の委員会等や現地検討会等の開催に係る会場借料等の経費

・ 賃金

本事業に従事する実証補助者等（アルバイト、パート）に係る賃金、諸手当、法定福利費（※1）

・ 雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等

② 一般管理費（※3）

一般管理費は①オ試験研究費の15%以内とします。

③ 消費税等相当額

①及び②の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%。ただし、法改正等により変更となる場合があります。詳しくは委託業務研究実施要領をご覧ください。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本事業が占める割合（エフォート（専従率）※2）を給与規程や賃金台帳に基づき算出された人件費等の単価に乗じた額としてください。各コンソーシアム構成員において、実勢に応じた単価を設定している場合には、単価の設定基準を明確にいただき、農研機構で、構成要素等の精査を行います。本実証に必要とする最大能力を大学教授程度と想定し、人件費等の上限は大学教授並（1時間当たり8千円、又は、1日当たり6万4千円）とします。また、人件費以外の経費が含まれる場合には減額を行います。

なお、人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、本事業に従事する全てのスタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより本事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理を行ってください。さらに旅費については、出張内容と実証課題の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

※2 エフォート（専従率）

総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは事業での活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※3 一般管理費は直接経費以外で本委託事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等本委託事業を実施する上で間接的に必要となる経費が該当します。競争的資金の間接経費とは異なりますので御留意ください。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本委託事業に係る経費として明確に区分してください。

(2) 機械・備品の利益排除

構成員が自ら担当する実証の目的に応じて、自社及び100%子会社（孫会社等を含む。）の製品を委託経費に計上する場合は、利益排除額（製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額）を計上してください。

構成員間の譲渡については、原則、見積合わせや入札等によることとしますが、機械を製作・販売しているメーカーが参画しており、その機械の実証が主な目的である場合等は、入札等を実施せず利益排除額で譲渡してください。

利益排除額の算出は原則、次の方法によるものとします。

直近1年間の全国平均価格（※1）×（1－経常利益率（※2）／100）

※1 全国平均価格は、証拠書類等の提出が必要です。原則として、①メーカー直売価格としますが、証拠書類等が明らかにできない場合には、②販売会社等を通じた市販価格を、②が明らかにできない場合には、これらに準ずる価格としてください。

※2 企業グループにおいて、連結決算の経常利益率を明らかにできない場合は、単独決算の経常利益率を用いてください。直近年度の決算報告書における経常利益率を用い、小数点以下第2位を切り上げ（例：5.1%）、当該年度中適用します。経常利益が赤字若しくは0の場合は、利益排除の必要はありません。

なお、100万円未満のものについて、利益排除は不要です。

(3) 購入機器等の帰属及び管理

本事業により受託者（実証グループを構成する全ての者をいう。以下同じ。）が購入した機械・備品の所有権は、本事業の実施期間中は受託者のいずれかに帰属します。当該受託者には、本事業の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。事業終了後は、個別に、当該受託者からの申請に基づき、無償での継続使用（農研機構とのデータ提供契約に基づき実証の目的で継続利用する場合（堆肥及び帰り荷に関するデータ等を収集し農研機構に提出））、残存簿価での有償譲渡、農研機構への返還を農研機構が決定します。なお、継続使用及び有償譲渡が認められた場合には、所有権の帰属に変更はありません。具体的には本事業の実施期間終了時に別途、農研機構からお知らせします。

また、委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」は、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして本事業の購入物品である旨を明記してください。

(4) 保険への加入

本事業に係る損害賠償保険、傷害保険、車両保険、動産保険等は個別に保険引受会社とご契約いただく必要があります。保険料については、雑役務費に計上可能です。

なお、保険料は、本事業の実施期間内についてのみ計上可能です。実施期間外の保険料は計上することはできませんので、保険の契約期間に応じて日割り・月割りにより、保険料を計上してください。

11 事業の実施・推進

(1) 事業の運営管理

本事業の運営管理は、以下のとおり実施しますので、本事業への応募にあたっては、十分留意してください。

① 事業全体の基本方針の決定、実証課題審査委員会委員の指名、採択課題の決定等の重要事項の審議は、農林水産省が設置する運営委員会で行います。また、本事業を的確に推進するため、農研機構に総括事業責任者（以下「PD」という。）を置きます。また、本事業を適切に実施し、実証の進行管理を適切に行うため、PDを委員長とした進行管理委員会を農研機構に設置します。

- ② 実証計画の進行管理については、当該事業に属する実証課題の進行管理及び進行管理委員会への報告事項の取りまとめ等を行う体系責任者、体系責任者を補佐し、各実証グループへの指導助言を行う者（以下「専門ＰＯ」という。）を配置して行います。実証代表者及び進行管理役は、専門ＰＯの意見を聞き、実証計画の作成、実証の進捗及び成果の定期的な把握、事業の成果の広報及びその社会実装に向けた取組を行う必要があります。また、実証代表者は、専門ＰＯに事業の進捗等の報告を求められた場合、報告するとともに、指導に従う必要があります。
- ③ 実証グループは、実証課題実施中から、生産者や地方公共団体等の意見も踏まえ、必要に応じて実証計画の見直し等も含めた対応を行うなど、最適な事業の推進に向けた取組を行ってください。

（２）実証課題の進行管理

代表機関は、毎年度、下表の検討会を開催してください。

	内 容	主催者	参加者	実施時期 の目安
① 計画検討会	１年間の実証計画の検討と決定	代表機関	・実証グループの構成員 ・11の（１）②の専門ＰＯ	４月頃*
② 中間検討会	当該年の実証計画の進捗状況の取りまとめと計画の見直し			８月頃
③ 成績検討会	年度評価に向けて１年間の実証結果の取りまとめ			12月頃

*）１年目は計画検討会を５月頃に実施。

12 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年６月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）※に基づき、当面、１件当たり年間３千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

（例）

- ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い成果情報の発信
- ・小・中・高等学校の理科授業での特別講演
- ・地域の科学講座・市民講座での成果の講演
- ・大学・研究機関の一般公開での成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となります。

※ 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本取組方針）（平成22年６月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議）においては、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、１件当たり年間３千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、単年度評価、終了時評価の対象とすることとなっています。詳しくは、下記の内閣府ウェブページを御覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

13 データの収集・提出

実証グループは、農研機構が指定する堆肥及び帰り荷に関するデータを整理の上、農研機構が別途指定するフォーマットで農研機構に提供してください。具体的な提供方法は別途お知らせします。

農研機構への提供を必須とするデータ項目は、別紙2のとおりとします。また、実証グループで設定した目標を達成・検証するために必要なデータは、実証グループがそれぞれ設定し、取得・解析してください。

データの提供に際しては、データ利用権限を有する者（以下「データ提供者」という。）並びに代表機関及び進行管理役所属機関（以下「連帯データ提供者」）とデータ受領者である農研機構との間で、データ提供に関する契約を締結することとなります。代表機関は、応募する際にデータ提供者及び進行管理役所属機関に対して上記のデータ提供に関する契約について必ず説明し了承を得ておいてください。

提供されたデータについては、農研機構及び農林水産省がペレット堆肥の製造・流通等に係る分析に活用するほか、個人及び団体、個々の農場等を特定できない状態にし、データ提供者の同意の上で事業の成果として公表することがあります。

14 成果の取扱い

（１）成果の報告

実証代表者は、毎年度末及び実証課題終了時に成果報告書（付属書類を含む。）を作成し、農研機構が指定する時期までに、代表機関を通じて農研機構に提出してください。

また、実証代表者は、受託した実証課題に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、契約書に定める時期までに代表機関（又は実証管理運営機関）を通じて提出していただきます。

（２）成果の普及等

① 受託者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本実証課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を農研機構に連絡していただきます。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意（出願前に実証の成果内容を公開した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

② 公表にあたっては、本実証課題に係る活動又は成果であることを明記してください。

③ 本事業の成果については、本事業終了後農研機構が、成果発表会や冊子等により公表する場合があります。その際、実証グループに協力を求めることがありますので御承知おください。

（３）成果に係る知的財産権の帰属等

成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農研機構は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- ① 実証課題の成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農研機構に報告すること。
- ② 国の要請に応じて、農研機構が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農研機構の承諾を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農研機構の承諾を得ること。

また、受託者は、成果に係る知的財産権について、出願、登録、実施、放棄等を行った場合には、契約期間中か否かに関わらず定められた期間内に農研機構へ報告していただく必要があります。

なお、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持分を定めることができます。

(4) 知的財産権以外の成果の取扱い

代表機関においては、知的財産権以外のものを含む全ての成果について、毎年度、実績報告書として取りまとめ、農研機構に報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の成果について、当該報告書の提出をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

(5) 成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 実証1年目に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（実証課題の成果に係るもの及び実証グループの各構成員が予め保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農研機構へ提出していただきます。
- ② 実証の進行管理のために受託者が開催する実証推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TL0、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。
- ③ 実証成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。
- ④ 実証成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）（https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>）に基づき、対応することとなります。
- ⑤ 受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、本事業の成果に係る知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

(6) 実証課題の成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である実証課題の成果に関する情報を、第三者に提供する場合は、事前に農研機構と協議する必要があります。

15 実証課題の評価等

(1) 実証課題の評価

実証課題の評価は、別に定める評価実施要領に基づき、農研機構が実施する実証課題の進捗状況及びデータの収集・提出状況の点検を踏まえ、農林水産省が設置する運営委員会において実施します。事業実施年度の評価結果は、次年度の実証計画の見直し、予算の配分等に反映されます。農研機構は、評価実施要領に基づき、運営委員会の評価において改善すべきとされた事項について、次年度の実証計画に適切に反映されているか評価を実施します。受託者には、実証課題の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

(2) 事業終了後のフォローアップ調査

農研機構は、事業終了後一定の時間（原則として3年）が経過した後、必要に応じてフォローアップ調査を行います。受託者においては、フォローアップ調査に必要な資料の作成等が必要となりますので御承知おきください。

16 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「指針」という。）に基づき、競争的研究費に限らず本事業の資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

(https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又はコンソーシアム（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

(1) 応募書類への記載

本事業への応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的研究費。以下「プロジェクト等」という。）の応募・受入状況（制度名、研究課題名、

実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類やe-Radに記載していただきます。なお、応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、採択の決定の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、e-Radを活用して応募内容の一部（実証課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

上記の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、次のとおりとします。

- ① 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。）の提出を求めます。
- ② ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することができることとします。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ③ 指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

（２）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

17 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月２７日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月２７日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

(https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf)

18 委託経費の不正使用防止のための対応

(1) 不正使用防止に向けた取組

本事業の委託契約に基づき行われる実証課題の実施には、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則して農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知（※1））が適用されます。受託者は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備を行う必要があります。

受託者は、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な管理・運営体制の整備等を行う必要があります。

また、採択から契約締結までの間に「研究倫理に関する誓約書（※2）」を提出いただく等、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、ご承知おきください。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf>
をご覧ください。

※2 「研究倫理に関する誓約書」の提出にあたっては、「研究活動における不正行為防止のための対応」
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/2020/kankei/pdf/fuseiboushi.pdf>
を確実にご覧ください。

取組の一環として、農研機構は、本事業の経費執行に当たり、実証代表者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時には、実証グループを構成する全構成機関に経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にさせていただきます（別紙4 提案書の4－（6））。
- ② 採択された実証グループの実証代表者及び経理統括責任者等に対し、経費の適正執行について説明を行います。
- ③ 適正な経費執行の確認・指導のため、必要な報告を求めること及び調査を行うことがあります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業の実施に伴い、委託経費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）があった場合は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構19規程第108号（※1））により対応するものとします。

また、農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降の一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者等及びこれに共謀した研究者等
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - （ア） 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - （イ） （ア）及び（ウ）以外の場合：2～4年間
 - （ウ） 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者等及びこれに共謀した研究者等：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務（※2）に違反した研究者等：不正使用等を行った研究者等の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者等及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者等：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※1 委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程については、
https://www.naro.affrc.go.jp/public_information/files/19kitei108.pdf
 をご覧ください。

※2 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者等が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者等）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

委託経費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして委託経費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的な経費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者等について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、農研機構が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」（平成25年1月25日付け農林水産技術会議事務局）に準じて対応しますので、下記をご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf

19 虚偽の申請に対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容等で虚偽行為が明らかになった場合、実証課題に関する委託契約を取り消し、事業費の一括返還、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については上記18の（2）の不正使用等が行われた場合と同様の措置を採ります。

20 研究活動の不正行為防止のための対応

委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、又は研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった研究活動における不正行為等が発見された場合、農研機構は、以下のような厳しい措置をとることになります。

また、不正行為等を行った場合、農研機構の措置とは別に農林水産省及び他の府省においても同様の措置がとられる場合があります。

（1）不正行為防止に向けた取組

本事業で実施する研究活動における研究の不正行為については、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）

以下「不正行為ガイドライン」という。（※１））及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。（※２））が適用されます。

研究機関等においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません。）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

なお、農研機構においても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、農研機構が実施するものにあつては「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構における試験研究の不正行為の取扱いに関する規程」（19規程第107号）により、農研機構以外の者が委託研究により実施するものにあつては「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程」（19規程第108号）により対応します（※３）。また、農研機構と研究機関との協議の上、農研機構が必要な調査を行う場合もあります。

※１ 不正行為ガイドラインについては、

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf
をご覧ください。

※２ 「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」については、

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-3.pdf>
をご覧ください。

※３ 試験研究の不正行為への対応については、

https://www.naro.affrc.go.jp/public_information/ethics/misbehavior/
をご覧ください。

（２）不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該事業で配分された事業費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の次年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の次年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

21 指名停止を受けた場合の取扱い

談合等によって農林水産省から公募期間中に指名停止措置を受けている者が実証グループに参画している提案書について、措置対象地域で事業を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に、実証グループに参画している者が指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

22 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択課題の選定以外の目的には使用しません。採択課題決定後は、採択課題に係る個人情報を除き全ての個人情報を農研機構が責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の実証課題に関する情報（実証課題名、実証概要、機関名、研究者等の名等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の実証の支援のために農研機構が使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由して、内閣府の「政府研究開発データベース（※）」へ提供されます。

※ 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

23 情報管理の適正化について

（１）本事業の実施体制

本事業の実施に当たって以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に農研機構と協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること

（２）情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（農研機構の業務に係る情報であって公になっていないもののうち、農研機構以外の者への漏えいが農研機構の試験研究又は業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、「別紙７ 調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）及び「別紙８ 調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」（以下「特約条項」という。）に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく農研機構に通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、農研機構が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 農研機構の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 農研機構が書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

(3) 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、公募要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、上記の23(1)及び(2)の事項を踏まえて別紙4実証課題提案書にある「(様式6) 情報管理実施体制」を記載してください。

また、本基準の項目5から12までについては、契約締結後にその遵守状況について確認させていただきます。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、本事業を所管する課室の長との協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので御注意ください。

24 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産省農林水産技術会議事務局長通知（※1））に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令並びに「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物実験等実施規程」（23規程第122号（※2））に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

※1 「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」については、

https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html
をご覧ください。

※2 「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物実験等実施規程」については、
https://www.naro.affrc.go.jp/public_information/files/kitei122-animal_experiment.pdf
をご覧ください。

25 法令・指針等に関する対応

研究グループは、農研機構の委託業務を実施するに当たって、契約書や約款等に特段の規定がなくとも、必要な関係法令を遵守して事業を実施しなければなりません。本要領に記載するもののほか、実証課題を実施する際に関係法令・指針等に違反した場合には、実証課題の実施停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合があります。

(参考) 安全保障貿易について

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけでなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。

詳細は、経済産業省安全保障貿易管理のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

26 農研機構に所属する研究所等について

実証グループの構成員に農研機構に所属する研究所等が参画する場合については、別途予算措置をする予定であることから、農研機構に所属する研究所等には、本事業に係る経費は原則として支出しません。

27 問合せ先

本件に関する問合せは、公募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を農研機構のウェブページにて広く周知させていただく場合がありますのでご了承ください。

記

【総合窓口】

農林水産省 スマート農業実証プロジェクト推進チーム
(農林水産技術会議事務局研究推進課内)

TEL:03-3502-7437

E-mail: smart_agri@maff.go.jp

【公募について】

農研機構本部スマート農業事業推進室実証チーム

E-mail: R5-Teishutsu@naro.affrc.go.jp

【契約事務について】

農研機構本部スマート農業事業推進室推進チーム

E-mail: R5-Teishutsu@naro.affrc.go.jp

【e-Radについて】

e-Radヘルプデスク

TEL: 0570-057-060

03-6631-0622 (直通)

「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」ポータルサイトの「お問合せ方法」のページもご確認ください。

URL: <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>